

# 日唐の律令に於ける課口對不課口の比率

曾 我 部 靜 雄

## 一

中國の漢以後の律令、及びそれを模倣攝取した我が律令の根源をなしている周禮には、戶口調査の制度として大比などの校比の制度が、その地官篇や秋官篇に見えている。

即ち地官篇の小司徒の職掌には、

乃頒<sub>レ</sub>比法于六郷之大夫、使<sub>レ</sub>各登<sub>レ</sub>其郷之衆寡・六畜・車

輦、辨<sub>レ</sub>其物、以<sub>レ</sub>歲時入<sub>レ</sub>其數、以<sub>レ</sub>施政教、行<sub>レ</sub>徵令、とある。これは首都から四方百里以内の六郷の地域に於い

ては、各郷の長である郷大夫は郷内の人口・家畜・車輦や各家の財産を調べ、毎年その數を具録して小司徒に報告し、以て小司徒の政教を施したり、徵令を行うに資するといふのであるが、その次に、

及三年、則大比、大比則受<sub>レ</sub>邦國之比要、

とある。これは三年ごとに大比を行い、その際には、小司徒は邦國の比要を受けるといふのである。この大比に對して後漢の鄭玄は、

大比、謂<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>天下更簡<sub>レ</sub>閱民數及其財物也、受<sub>レ</sub>邦國之

比要、則亦受<sub>レ</sub>郷遂<sub>レ</sub>矣、

と注し、また後漢の鄭衆は、

五家爲<sub>レ</sub>比、故以<sub>レ</sub>比爲<sub>レ</sub>名、今時八月案比、是也、要、

謂<sub>レ</sub>其簿<sub>レ</sub>也、

と注している。この兩注に從つて大比を説明するならば、

それは三年目に更めて民數やその財産を簡閲することを言うのであつて、その際には、小司徒は邦國即ち封建諸侯からの報告を受けるのは勿論のこと、郷や遂などの王の直領

地からの報告も受けるのであった。かく三年ごとの人口調査を大比と言われるのであるから、前掲の郷大夫の行う毎年の調査は、これを小比と稱せらるべきものである。ここにある大比や比要、更にはさきの比法などの比は、鄭衆はこれを隣保制度の五家一比の比と見做しているが、これは比較の比であらう。前のものと比較すると言う意味の比であらう。比法に對する唐の賈公彦の疏は、

小司徒爲<sub>レ</sub>校比之法、頒<sub>レ</sub>于六郷大夫、

と説明し、校比之法としてゐるが、これが正しいものであらう。尚お鄭衆の注には、この大比は彼の生存していた後漢の時の毎年八月に行われる案比と同じものであると説明している。これは後漢でも周禮と同じような戸口調査の案比が行われていたことを示すものであり、實際また行われていたことは、後漢書卷十后紀上に、

漢法、常因<sub>レ</sub>八月<sub>二</sub>算<sub>レ</sub>人、

とあるによつて知り得られる。またここでは鄭衆は、周禮の三年ごとに行われる大比は、漢法の毎年八月に行われる案比と同じと述べているが、後に掲げる地官篇黨正の職掌の所では、毎年ものを小案比と言っている。この周禮の

大比などの校比の制度は、漢に影響しただけでなく、隋唐などの計帳・戸籍・貌閱などの諸制度の根源ともなったのである。

地官篇には、大比のことは郷大夫や州長や縣師の各職掌にも見えているが、黨正の職掌においては、先ず、

以<sub>レ</sub>三歲時<sub>二</sub>涖<sub>レ</sub>校比<sub>一</sub>、

とあり、これに對する鄭衆の注は、

校比、族師職所<sub>レ</sub>謂以<sub>レ</sub>時<sub>屬<sub>レ</sub>民</sub>而校、登<sub>レ</sub>其族之夫家衆寡、辨<sub>レ</sub>其貴賤・老幼・廢疾、可<sub>レ</sub>任者、及其六畜・車輦、如<sub>レ</sub>今小案比、

とあつて、周禮の毎年人を集めて人口を校<sub>ぶ</sub>べ、その貴賤・老幼・廢疾などの力役を免除する者と、力役に任ぜられる者、及び六畜や車輦を辨別するのは、今即ち後漢の小案比の如きものであると説明し、更にこの黨正の職掌には次に、

及<sub>レ</sub>三大比、亦如<sub>レ</sub>之、

とある。この大比に對しては、鄭衆は何も述べて居らないが、毎年人を集めて校比するのが漢の小案比に當ると言うのであれば、三年ごとの大比は漢の大案比に當ると言わな

ければならなくなるのである。しかしそのことは鄭衆は何も述べて居らない。これについては、賈公彦の疏には、

云レ如レ今小案比一者、此學漢法、言二小案比一、對二三年大比一爲レ小耳、

と説明し、鄭衆が小案比と言ったのは、三年目の大比に對して小と言ったまでのことであつて、大案比あつての小案比でないというように述べている。この賈公彦の説明が正しいのであろう。後漢では毎年行う人口調査の案比だけがあつて、三年ごとに行う大案比はなかつたのではなからうか。

周禮の秋官篇に見える大比のことは、先ず小司寇の職掌の所に、

及二大比一、登三民數一、自二生齒一以上、登三于天府一、とあり、これに對する鄭玄の注は、

大比、三年大數二民之衆寡一也、人生レ齒而體備、男八月而生齒、女七月而生齒、

と言ひ、三年ごとの大比の際には、小司寇は人口を調査して、男は生れてから八カ月、女は七カ月以上は、皆登記して祖廟の藏を掌る官である天府に送附するとある。次に司

民の職掌に於いては、

掌レ登二萬民之數一、自二生齒一以上、皆書レ於版、辨二其國中與二其都鄙及其郊野、異二其男女、歲登二下其死生一、と先ずある。この一文に對する鄭玄の注は、

登、上也、男八月・女七月而生齒、版、今戶籍也、下、猶レ去也、每歲更著レ生去レ死、

と述べている。この司民の職掌の本文、及び鄭玄の注から考へるに、司民の職掌は人口の調査や戶籍の編纂を掌るものであることが判るが、この鄭玄の注に「版、今戶籍也」とあつて、漢にも戶籍が造られていたことが明にされている。司民の職掌はその次に、

及二三年大比一、以二萬民之數一詔三司寇一、司寇及二孟冬祀三司民之日一、獻二其數于王、王拜受レ之、登三于天府一、

とあつて、人口數を登載した記録を天府に送附するのは、三年ごとの大比の結果を司民が先ず小司寇に報告し、小司寇がそれを孟冬に司民を祀る日に國王に獻じ、國王からそれを天府に送附する順序であるを明かにしている。

以上、周禮の地官篇や秋官篇によつて、周禮の大比などの校比の制度を見て來たが、周禮のこの制度は人口數を調

査するのが、その主目的とする所であり、それは力役を催課する資料を得んがためのものであった。毎年行われる小比とも言うべき場合も、三年ごとに行われる大比の場合も、共に中央上司に報告するのであるが、これ等が後世に影響して均田法時代の隋唐では、毎年計帳が造られ、三年目には戸籍が造られ、時には人口の一齊調査の貌闊が行われた。しかしこのようなことは漢に於いても行われていたことであつて、漢では戸籍が造られ、案比が行われていたことは、既に述べた所であるが、計帳に類する制度も行われていた。それは漢書卷六武帝本紀元光五年八月の條に、  
 徵吏民有明當時之務習先聖之術者、縣次續食、令與計偕、  
 とあり、この計に對して、唐の顏師古は、  
 計者、上計簿使也、郡國每歲遣詣京師上計之、偕者、俱也、令下所徵之人與上計者俱來、而縣次給食之、  
 食よ、  
 と注し、計とは郡國で毎年朝廷に計簿を上る使者であると説明している。この「與計偕」ということは、禮記の射義篇の「古者、天子之制、諸侯歲獻、貢士於天子」とある

所の鄭玄の注にも見えている。それは、  
 歲獻、獻三國事之書及計偕物也、三歲而貢士、  
 とあるもので、これに對する唐の孔穎達の疏は、

諸侯歲獻者、謂諸侯每歲獻三國事之書、及獻計偕之物於天子也、貢士於天子者、諸侯三年一貢士於天子也、  
 と言ひ、更にまた、

云及計偕物也二者、漢時、謂郡國送文書之使、謂之爲計吏、其貢獻之物、與計吏俱來、故謂之計偕物也、偕、俱也、非但獻三國事之書、又俱獻貢物、故云及計偕物、  
 と述べて、一層詳しく計吏即ち郡國から計簿を上る使者のことを説明している。このように計とは計吏のことを稱するのであるが、計簿そのものも計と稱するのであった。そのことは漢書の同じ武帝本紀の元封五年三月甲子の條に、  
 祠高祖于明堂、以配上帝、因朝諸侯王列侯、受郡國計、  
 とあるところの計に對して、顏師古は、  
 計、若今之諸州計帳也、

と注し、漢の計は唐の計帳に當ると言い、計が帳簿であることを明かにして居り、更には同じ武帝本紀の太初元年春の條に、

受<sub>二</sub>計于甘泉、

とあり、この計に對して顏師古は、

受<sub>二</sub>郡國所<sub>レ</sub>上計簿<sub>一</sub>也、若<sub>二</sub>今之諸州計帳<sub>一</sub>、

と注し、計は計簿のことであり、それは唐の計帳に當ると述べている。この計のことは後漢書にも見えている。それは後漢書卷一下、光武帝本紀下の建武十四年四月の條に、

越<sub>二</sub>稽人<sub>一</sub>・任貴、自稱<sub>二</sub>太守<sub>一</sub>、遣<sub>レ</sub>使奉<sub>レ</sub>計、

とあり、この計に對して唐の章懷太子は、

計、謂<sub>二</sub>人庶名籍、若<sub>二</sub>今計帳<sub>一</sub>、

と注し、章懷太子もまた後漢の計は、唐の計帳に當ると述べている。

このように漢には、戸籍もあり、計帳に類する計もあり、戸口の一齊調査の案比も行われていたが、隋や唐は漢のこれ等を直ちに承けたのではなく、隋や唐は直接は西魏・北周の制度を繼承したものである。南北朝時代の北朝の西魏及び北周は、周禮を直譯した如き制度を實施し

たが、この國で均田法に適する如き戸籍と計帳とが新らしく造られた。そのことは周書卷二十三や北史卷六十三の蘇綽傳に、

蘇綽始制<sub>二</sub>文案程式朱出墨入、及計帳・戸籍之法<sub>一</sub>、

と見えて居り、資治通鑑卷百五十七梁紀大同元年三月の條にも同様な一文が載せられているが、元の胡三省はこれに注して、

計帳者、具<sub>二</sub>來歲課役之大數<sub>一</sub>、以報<sub>二</sub>度支<sub>一</sub>、戸籍者、戸口之籍、

と説明し、計帳は來年度の課役を催課するために造られるもの、戸籍は戸口の籍であると説明している。資治通鑑にはこの一文の次に、「後人多遵<sub>二</sub>用之<sub>一</sub>」とあって、西魏・北周の後の隋や唐では、蘇綽が制定した朱出墨入の法や計帳・戸籍の制度を繼承したことを明かにしている。この蘇綽が制定した計帳や戸籍の制度は、彼が始めて案出したのではなく、以前から行われていた制度を、均田法に適するように改正したと言うまでのものである。

周の制度を傳えていると稱せられる周禮の大比などの校比の制度に於いて、一家の口數を算ぞえる場合に、六口以上であれば多い家、五口以下であれば少ない家とされてきたようである。それは周禮の地官篇小司徒の職掌の「乃頒<sub>三</sub>比法于六郷之大夫、使<sub>三</sub>各登<sub>三</sub>其郷之衆寡・六畜・車輦」とあるその郷之衆寡に對して、鄭玄は「衆寡、民之多少」と注しているが、この注に對して賈公彦の疏は、

云<sub>三</sub>衆寡、民之多少<sub>二</sub>者、謂、六口已上爲<sub>レ</sub>多、五口已下爲<sub>レ</sub>少、

と説明していることよつて知られよう。しかし大・中小に分ける場合もあるようである。それは同じ小司徒の職掌に「乃均<sub>三</sub>土地、以<sub>三</sub>稽<sub>三</sub>其人民、而周<sub>二</sub>知其數、上地<sub>一</sub>家七人、可<sub>レ</sub>任也者、家三人、中地家六人、可<sub>レ</sub>任也者、二家五人、下地家五人、可<sub>レ</sub>任也者、家二人」とあつて、上は七人以上、中は六人、下は五人以下と區別しているようである。しかし校比の制度による人口の統計で、後世の隋唐などの統計に影響を及ぼしたのは、力役の負擔の有無によつて、人口を辨別することである。これは校比が主として力

當然の處置であらう。その例を周禮地官篇の諸職掌について見るならば、先ず小司徒の職掌には、

掌<sub>レ</sub>建<sub>三</sub>邦之教法、以<sub>三</sub>稽<sub>三</sub>國中及四郊都鄙之夫家九比之數、以<sub>三</sub>辨<sub>三</sub>其貴賤・老幼・廢疾、凡<sub>レ</sub>征役之施舍與<sub>レ</sub>其祭祀飲食喪紀之禁令、

と先ずあり、この「稽<sub>三</sub>國中及四郊都鄙之夫家九比之數、以<sub>三</sub>辨<sub>三</sub>其貴賤・老幼・廢疾」というのは、小司徒が國王の直轄地内の人口を計較して、その中から貴賤・老幼・廢疾などの力役を免除されるものを辨別するというのである。

従つてその力役免除の定めである施舍(せしか)の制度を掌ると言い、施舍に預らぬ者は當然に力役を科せられるのである。

小司徒の職掌には、この次に第一節に既に掲げてある「乃頒<sub>三</sub>比法于六郷之大夫、(中略)以<sub>三</sub>施<sub>三</sub>政教、行<sub>三</sub>徵令」と「及<sub>三</sub>三年則大比、云云」が記載されているのである。また郷師の職掌に於いては、

以<sub>三</sub>國比之法、以<sub>レ</sub>時稽<sub>三</sub>其夫家衆寡、辨<sub>三</sub>其老幼・貴賤・廢疾・馬牛之物、辨<sub>三</sub>其可<sub>レ</sub>任者與<sub>三</sub>其施舍者、

とあり、郷師は時を以て人口を計較して、貴賤・老幼・廢疾や力役に必要な馬牛を辨別し、以て力役に任ずべき者

と、然らざる貴賤などの施舍を興えられる者とを辨別すると述べている。その郷大夫の職掌に於いては、

以<sub>二</sub>三歲時<sub>一</sub>登<sub>二</sub>其夫家之衆寡<sub>一</sub>、辨<sub>二</sub>其可<sub>レ</sub>任者<sub>一</sub>、國中自<sub>二</sub>七尺<sub>一</sub>以及<sub>二</sub>六十<sub>一</sub>、野自<sub>二</sub>六尺<sub>一</sub>以及<sub>二</sub>六十有五<sub>一</sub>、皆征<sub>レ</sub>之、其舍者、國中貴者・賢者・能者・服<sub>二</sub>公事者<sub>一</sub>・老者・疾者、皆舍、以<sub>二</sub>三歲時<sub>一</sub>入<sub>二</sub>其書<sub>一</sub>、三年、則大比、攻<sub>二</sub>其德行<sub>一</sub>、道藝<sub>二</sub>而興<sub>二</sub>賢者・能者<sub>一</sub>、

とあり、これは先の郷師の職掌などと同様なことを述べているが、これはそれを一層詳しく述べているものであって、郷大夫は首都を中心としてそれより四方百里内の六郷の地の人口を計較し、その力役に任ずべき者と力役の施舍を興えられる者とを辨別すると言うのである。その力役に従う階級は、首都圏内は二十歳から六十歳まで、首都圏外は十五歳から六十五歳までの者であり、勿論これは男子だけであるが、施舍を興えられて力役が免除される階級は、首都圏内の貴者・賢者・能者や官吏などの如き公の仕事に従事している者・老者・疾者などであるという。その黨正の職掌に於いては、既に第一節に掲げてある如く、

以<sub>二</sub>三歲時<sub>一</sub>洫<sub>二</sub>校比<sub>一</sub>、及<sub>二</sub>大比<sub>一</sub>、亦如<sub>レ</sub>之、

とあり、これに對する鄭衆の注は「校比、旅師職所<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>時屬<sub>レ</sub>民、而校<sub>二</sub>登<sub>二</sub>其族之夫家衆寡<sub>一</sub>、辨<sub>二</sub>其貴賤・老幼・廢疾、可<sub>レ</sub>任者<sub>一</sub>、及其六畜・車輦、如<sub>二</sub>今小案比<sub>一</sub>」ことあって、この一文は前の諸職掌と同一内容のものであることを明にしている。その族師の職掌に於いては、

以<sub>二</sub>邦比之法<sub>一</sub>、帥<sub>二</sub>四閭之吏<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>時屬<sub>レ</sub>民而校、登<sub>二</sub>其族之夫家衆寡<sub>一</sub>、辨<sub>二</sub>其貴賤・老幼・廢疾、可<sub>レ</sub>任者<sub>一</sub>、及其六畜・車輦、

とあり、その閭胥の職掌には、

以<sub>二</sub>三歲時<sub>一</sub>各數<sub>二</sub>其閭之衆寡<sub>一</sub>、辨<sub>二</sub>其施舍<sub>一</sub>、とあって、いずれも前の諸職掌と同様なことを述べている。

このように戸口調査に當って、力役を負擔するものと、力役を免除されるものとに辨別することは、周禮の定めであり、それは大比などの校比の制度に於いて行われるものであった。校比の制度は漢では案比の制度として行われ、それから戸籍や計が生れ、更には隋唐などでも同様な戸籍や計帳が造られ、貌閱<sup>(5)</sup>が行われたことは既に述べて置いたところである。戸口を調査することを、唐でも案比と言わ

れたことは、唐律疏議卷十二戸婚律の里正不覺脱漏の條文の疏議に、一百戸一里の長である里正について、

里正之任、掌下案比戸口、收手實、造籍書よ、

と説明し、里正は戸口を案比して戸籍などの籍書を造ると言い、通典卷三食貨篇の郷黨にも、

每里置正一人、掌按比戸口、云云、

と述べている。その戸籍と計帳については、大唐六典卷三戸部篇の戸部郎中員外郎の所に、

每二歳一造計帳、三年一造戸籍、縣以籍成于州、

州成于省、戸部總而領焉、

とあり、これに對する唐の李林甫などの注は、

諸造籍、起正月一畢三月、所須紙筆裝演軸帙、皆出

當戸内、口別一錢、計帳所須、戸別一錢、

と説明しているが、これ等によって明かな如く唐では毎年計帳が造られ、三年ごとに戸籍が造られたのである。この計帳は第一節に掲げてある資治通鑑の胡三省の注に述べている如く中央の尚書省配下の度支即ち戸部の許に各地方から送られて來るのであり、戸籍については大唐六典の同じ戸部郎中員外郎の所に、

州縣之籍、恒留三五比、省留九比、

とあって、州や尚書省にそれぞれ集められて、尚書省配下の戸部が保管するのであった。このような戸口調査乃至は戸籍や計帳の作製に當っては、戸口をば課役を負擔する有無によって辨別することが行われるのであって、課役を負擔するのが課口であり課戸であり、負擔せぬのが不課口であり不課戸であった。その事實は敦煌などで發見されている唐代の戸籍や、地方の計帳とも言うべき差科簿を見れば明であろう。唐代の課口・課戸や不課口・不課戸については、通典卷七食貨篇丁中の項に、

按開元二十五年戸令云、諸戸主、皆以家長爲之、

戸内有課口者爲課戸、無課口者爲不課戸、諸視流

内九品以上官、及男年二十以上、老男・廢疾・妻妾・部

曲・客女・奴婢、皆爲不課戸、

とあって、唐令で定められている不課口は、視流内九品以上を有する官員達、男子の二十歳以下即ち中男及びそれ以下のもの、六十歳以上の老男、廢疾、妻妾及び部曲以下の賤民達である。曩に掲げた周禮の地官篇の諸職掌に見える戸口の校比に於いては、貴賤・老幼・廢疾の者が力役の免



除者とされている。この周禮に定められている力役免除者の階級と、唐の不課口の階級とを比較するに、それがいかにもよく類似していることが判るであろう。周禮の方には妻妾がないが、女は本來力役が免除されるものとなつていたので、特別に記載する必要はないのである。記載する必要がないのであれば、これを除いてもよろしいのであり、これを除くと、周禮の力役免除者の階級と唐の不課口のそれとは、全く同一の内容のものであると謂い得られる。同じ制度で同じような構成員である以上は、その性格もまた同一と見做され得よう。即ち周禮のこれ等の階級は力役が免除されるものであるからして、唐の不課口も力役が免除されるものであるは、制度の類推からしても判るであらう。事實また後に掲げる唐律の史料によつて明な如く、課役が免除される不課口は、力役免除者の代名詞となつていたのである。

唐の行政の運営上では、課口と不課口とは、同じ人間でありながら、必ずしも一人對一人として取扱わなかつた。等差をつけて取扱う場合が往々にしてあつた。先ず唐律についてこれを見るに、戸口を脱漏する犯罪に於いては、課

口一を以て不課口四に當てたのである。それは唐律疏議卷十二戸婚律の脱戸の條文に、

諸脱<sub>レ</sub>戸者、家長徒三年、無<sub>レ</sub>課役者、減<sub>二</sub>三等、<sub>一</sub>、女戸又減<sub>二</sub>三等、<sub>一</sub>、

脱<sub>レ</sub>口及增<sub>レ</sub>減年狀<sub>二</sub>以<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>課役<sub>一</sub>者、一口徒一年、二口加<sub>二</sub>一等、<sub>一</sub>罪止<sub>二</sub>徒三年、<sub>一</sub>、

其增減非<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>課役、及漏<sub>下</sub>無<sub>レ</sub>課役<sub>一</sub>口者、四口爲<sub>二</sub>一口、<sub>一</sub>、罪止<sub>二</sub>徒一年半、<sub>一</sub>、即不<sub>レ</sub>滿<sub>二</sub>四口、<sub>一</sub>、杖六十、部曲、婢亦同。

とある。本條文は家長が戸を脱した場合、口を脱したり年狀を増減して課役を免れんことを計畫した場合、課役を免れることを目的としないが年狀を増減したり課役なきもの即ち不課口を漏らした場合の三項に分けられている。この第三項にある「無<sub>レ</sub>課役<sub>一</sub>口」に對して、疏議は、

謂<sub>下</sub>身雖<sub>二</sub>是<sub>レ</sub>丁<sub>一</sub>見無<sub>レ</sub>課役、及疾老・中小、若婦女、

という説明を與えている。この疏議の説明は、既に先に掲げてあるところの通典卷七丁中の項の開元二十五年の戸令である「諸視流内九品以上官、及男年<sup>(4)</sup>二十以上、老男・廢疾・妻妾・部曲・客女・奴婢、皆爲<sub>二</sub>不課戸<sub>一</sub>」のことを述べているのであつて、戸令にある視流内九品以上の官の

ものは、その者が丁男であっても品官があるが故に課役を免ぜられているのであって、これが疏議に言う身雖<sub>ニ</sub>是<sub>一</sub>丁見無<sub>ニ</sub>課役<sub>一</sub>に當るのであり、他の男年二十以下からは疏議とその説明が同じである。ただ戸令には部曲・客女・奴婢をも不課戸の本文中に含めているが、律のこの條文では本注として「部曲奴婢亦同」として掲げて居り、本文中には入れて居らない。疏議もこれについて、

奴婢部曲、亦同<sub>ニ</sub>不課之口<sub>一</sub>、

と言ひ、奴婢や部曲は不課口に準じて取扱うものと見做して居り、本來の不課口とはして居らない。このように部曲奴婢については、唐の律と令とでは、その取扱ひに多少の相違があつたのである。

この課役が免除されている不課口を家長が籍書に記載しなかつた場合の罪は、本條文の第三項に「四口爲<sub>ニ</sub>一口<sub>一</sub>、罪止<sub>ニ</sub>徒一年半<sub>一</sub>、卽不<sub>レ</sub>滿<sub>ニ</sub>四口<sub>一</sub>、杖六十」とあつて、不課口四人は課口一人に當てるとなつて居る。不課口四人を記載しなかつた場合は、課口一人を漏らしたと同じ罪に當てられるのであつて、課口一人を漏らした罪は本條文の第二項に「一口徒一年」と定められているから、不課口四人を

漏らせば、徒一年の刑に處せられるのであつた。しかしかにかに多く漏らしても刑の最高は徒一年半であり、また四人以下を漏らした場合は杖六十の刑に處せられるだけであつた。

この家長が課口と不課口を脱漏したことに對する刑罰の條文は、同じ唐律疏議卷六の名例律の二罪從<sub>レ</sub>重の條文の疏議にも引用されているが、同書卷二十五の詐僞律の詐除<sub>ニ</sub>去官戶奴婢<sub>一</sub>の條文の疏議にも引用されている。しかも二罪從<sub>レ</sub>重の疏議のものは、大略原文のままに引用しているが、詐除<sub>ニ</sub>去官戶奴婢<sub>一</sub>の疏議のものは、言葉の表現を變えて引用している。その詐除<sub>ニ</sub>去官戶奴婢<sub>一</sub>の條文とは、

諸詐除<sub>ニ</sub>去死<sub>一</sub>免官戶奴婢<sub>一</sub>、及私相博易者、徒二年、卽博易賊重者、從<sub>下</sub>賈<sub>ニ</sub>易官物<sub>一</sub>法<sub>ハ</sub>、

其脱匿者、徒一年、主司不<sub>レ</sub>覺<sub>ニ</sub>匿脱<sub>一</sub>者、依<sub>下</sub>里正不<sub>レ</sub>覺<sub>ニ</sub>脱漏<sub>一</sub>法<sub>ハ</sub>、

とあるものであつて、二項から成つて居るが、この第二項の官戶・官奴婢が匿脱した場合に、その主司が覺知しなかつた時は、里正の脱漏を覺知しなかつた法によつて處罰されるというのであり、それに對する疏議の説明中に、家長

の課口と不課口の脱漏に對する處罰の條文が引用されている。その疏議の文は、

匿者、謂<sub>二</sub>產<sub>レ</sub>子隱匿不言、脱者、謂<sub>二</sub>典吏知情故不<sub>レ</sub>附<sub>レ</sub>帳、不言不<sub>レ</sub>附者、各徒一年、(中略)主司不<sub>レ</sub>覺<sub>二</sub>匿脱<sub>レ</sub>者、依<sub>レ</sub>里正不<sub>レ</sub>覺<sub>二</sub>脱漏<sub>レ</sub>法、戶婚律、里正不<sub>レ</sub>覺<sub>二</sub>脱漏<sub>レ</sub>減<sub>レ</sub>者、一口答四十、三口加<sub>二</sub>一等、過<sub>二</sub>杖一百、十口加<sub>二</sub>一等、罪止<sub>二</sub>徒三年、知情者、各同<sub>二</sub>家長法、既同<sub>二</sub>里正之罪<sub>レ</sub>、主司止<sub>レ</sub>坐<sub>二</sub>所由、若父母匿<sub>レ</sub>子、其數更多、亦準<sub>二</sub>戶律家長故隱<sub>レ</sub>口之法、一口徒一年、二口加<sub>二</sub>一等、未<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>役者、四口爲<sub>二</sub>一口<sub>レ</sub>罪、此是當條雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>罪名<sub>レ</sub>、所<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>重者、自從<sub>レ</sub>重、云云、

とあるものであって、この一文中に「亦準<sub>二</sub>戶律家長故隱<sub>レ</sub>口之法、一口徒一年、二口加<sub>二</sub>一等、未<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>役者、四口爲<sub>二</sub>一口<sub>レ</sub>罪」とあるのが、戶婚律の脱戶の條文の家長が課口・不課口を脱漏した場合のものを引用しているのである。この疏議の「準<sub>二</sub>戶律家長故隱<sub>レ</sub>口之法、一口徒一年、二口加<sub>二</sub>一等」とあるのは、脱戶の條文の第二項の「脱<sub>レ</sub>口及增<sub>二</sub>減<sub>レ</sub>年狀<sub>レ</sub>、以免<sub>二</sub>課役<sub>レ</sub>者、一口徒一年、二口加<sub>二</sub>一等」に當るが、疏議の「未<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>役者、四口爲<sub>二</sub>一口<sub>レ</sub>罪」

は、脱戶の條文の第三項の「漏<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>課役<sub>二</sub>口<sub>レ</sub>者、四口爲<sub>二</sub>一口<sub>レ</sub>、罪止<sub>二</sub>徒一年半<sub>レ</sub>」に當るは極めて明白な事實である。然らば未<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>役者とは無<sub>レ</sub>課役<sub>二</sub>口<sub>レ</sub>のことであり、課役とは力役のことであるは、この兩者の比較によつて明白々たる事實であるのが諒知されよう。そのような力役に入らない不課口は既に掲げてある品官者・老幼・廢疾・婦人・部曲・奴婢などであった。課役を以て租税と力役、即ち租・庸・調などと解釋しては、唐律や唐令の解釋が全然出來ないことは、本論文に取扱つてゐる唐の律令の條文だけを以てしても判るであらう。しかし不幸にして課役を以て租税と力役、即ち租・庸・調とする誤つた學說が、現代の我が東洋史學界では、殆んど定説化せんとするような情勢にある。これによつて唐の時代には行われなかつた律や令が、牽強附會によつて、現代の我が學界には唐律・唐令として、存在せしめられてゐるのである。これは我が國の學問のために全く遺憾の極みである。

試みに課役を以て租・庸・調と解釋する學者が、この脱戶の條文を如何に解釋しているかを例示しよう。それは課役を以て租・庸・調とする學說の創始者の一人である仁井

田陸氏のものをここに示そう。仁井田氏は史學雜誌第五十六編第三號に載せた論文「唐律令上の課役制度——曾我部教授の新説を讀みて——」の頁六から七にかけて、

唐戸婚律脱戸條に於いて、戸乃至家口を脱漏させ、又は家口の年齢の増減を行った家長は、その戸口に於いて課役ある場合は、そのないものの場合より重い制裁を加えられることになっている。即ち「諸脱戸者、家長徒三年、無課役者、減二等、脱口及増減年狀、以免課役者、一口徒一年、其増減非免課役、及漏無課役口者、四口爲一口」と。若しその課役が單に正役とそれより軽い雜徭のみであると解釋するならば、租調の負擔者を度外視したそしりを免れない。唐律に於いては、本條を外にして租庸調（乃至は租調と力役——以下租庸調とある場合、同之）の負擔ある戸、口の脱漏に關する規定がないからである。本條の課役とは、律全體の意味の上から、租庸調とするのが、最も穩當であるといいたい。因に云、この場合の課とは租調のことである。唐戸婚律の里正不覺脱漏條や州縣不覺脱漏條の「脱漏」乃至は里正官司妄脱漏條の「妄脱漏増減、以出入課役」も亦前掲條と相關聯

して理解すべきである。なおこれと同類の條規は同じ戸婚律相冑合戸條などに於いても見出される。

これが仁井田氏の脱戸の條文の解釋である。これは全く標的からはずれた解釋であるが、この仁井田氏の解釋と、先の疏議の解釋とを比較して検討を加えられんことを學界各位に切望する次第である。いかに牽強附會が行われているかが判るのであろう。更にまた脱戸の條文の疏議には、「無課役一口」とは「謂身雖是丁見無課役、及疾老・中小、若婦女」とであると説明し、これは詐除去官戸奴婢の條文の疏議では「未堪入役者」と説明して居るが、この「謂身雖是丁見無課役、云云」とあるのは、唐令の「諸視流内九品以上官、及男年二十以上、老男・廢疾・妻妾・部曲・客女・奴婢、皆爲不課戸」を述べたものであり、そのことは既に説明してある。従つてこの唐令は力役免除の階級を示したものととして取扱わねばならないのである。しかるに仁井田氏は上掲の論文頁九に於いて、

唐戸令によると、いうまでもなく視流内九品以上の官、定年に滿たざる男子、及び老男、廢疾、妻妾、部曲客女、奴婢は不課口である。その不課には力役を含むこと

に就ては問題はないが、租調をも含むとしなければ、官吏をはじめ老男、妻妾、部曲奴婢等は如何なる直接の規定があつて、以てその租調の負擔を免除されることになるであらうか、解釋がつかないといわねばならぬ。

と述べている。仁井田氏はこの論文でこのように官吏や老男以下の階級のは、力役の外に租調などの税をも免除されると主張しているばかりでなく、同氏の名著である『支那身分法史』が、またこのような學説の上に立脚して書かれていたのである。これ等は非常に學界に影響を及ぼしているようである。しかし何時の場合にも仁井田氏はその學説の生れ出る根據を明にして居らず、私は同氏に對してこの學説の生れて來る根據を明にするようにかねてから望んでいたのであるが、未だ何の應答にも接して居らないのである。答えようとしても、答える根據を發見し得られないものではないのである。仁井田氏などの課役即租調庸論者の知識の根柢には、このような誤つたものが存在しているからして、どうしても正解に到達することが出來ないのである。官員以下の特段階に對する力役を免除することが周禮の施舍に起源しているのは、私の屢々述べるところ

であり、特に東北大學文學部研究年報第十二冊所載の拙稿「中國古代の施舍制度」では、そのことを詳述してある。課役即租調庸論者は、唐代の法律家とは全く異つた考えを以て唐の律令を解釋しているのである。

唐律の脱戸口では、以上の如く不課口四は課口一に比當して取扱つていたのであり、こ等の諸條文やそれに對する諸解釋は、宋刑統にも轉載されているが、これらは律に於いて戸口を脱漏した犯罪の場合の計算方法である。

その令に於いて戸口を増益・減損した場合の州縣官の黜陟に當つては、不課口五を以て課口一に比當する計算方法が採られることになつていた。それは通典卷十五考績篇の唐の考績の所の本注に、

增<sub>三</sub>戸口<sub>一</sub>謂<sub>二</sub>課<sub>一</sub>丁<sub>一</sub>、率<sub>二</sub>一丁<sub>一</sub>同<sub>二</sub>二戸<sub>一</sub>法<sub>一</sub>、增<sub>三</sub>不課<sub>一</sub>口<sub>一</sub>者、每<sub>三</sub>五口<sub>一</sub>同<sub>二</sub>二丁<sub>一</sub>例<sub>一</sub>、其有<sub>二</sub>被<sub>一</sub>除<sub>一</sub>者、得<sub>二</sub>相<sub>一</sub>折<sub>一</sub>、

と見えている。この一文は冊府元龜卷六百三十五銓選部第七の考課の所にも轉載されている。またこれに類する一文が、後に掲げてある我が養老の考課令の國郡司撫育有<sub>レ</sub>方の條文の本注にも見えているが、それには通典の「增<sub>三</sub>戸口<sub>一</sub>謂<sub>二</sub>課<sub>一</sub>丁<sub>一</sub>とあるのが「增<sub>レ</sub>戸口謂<sub>レ</sub>增<sub>二</sub>課<sub>一</sub>丁<sub>一</sub>」となつてい

る。これは我が令の本注の方がよく文意が通ずる。それともかくとして、この通典の考績の本注の文意は、戸口を増すということは、課役を負擔する丁男及び殘疾者即ち課丁を増すことであり、それはまた一課丁を増せば一戸を増すことにもなるが、課役を負擔しない不課口を増した場合、不課口五を以て課丁即ち課口一に比當して計算するといふものである。律の場合よりも不課口の數が多いのである。その通典の考績篇の唐の考績の所に載せられてゐる唐の州縣官の戸口増減に對する黜陟の條文は、

諸州縣官人撫育有<sup>レ</sup>方、戸口増益者、各準<sup>ニ</sup>見<sup>レ</sup>戸<sup>一</sup>、爲<sup>ニ</sup>十分<sup>一</sup>論、每<sup>レ</sup>加<sup>ニ</sup>一分<sup>一</sup>、刺史縣令、各進<sup>ニ</sup>考<sup>一</sup>一等、其州戸口不<sup>レ</sup>滿<sup>ニ</sup>五千<sup>一</sup>、縣戸不<sup>レ</sup>滿<sup>ニ</sup>五百<sup>一</sup>者、各準<sup>ニ</sup>五千五百<sup>一</sup>戸法<sup>一</sup>爲<sup>レ</sup>分、若撫養乖<sup>レ</sup>方、戸口減損者、各準<sup>ニ</sup>增<sup>レ</sup>戸法<sup>一</sup>、亦每<sup>レ</sup>

減<sup>ニ</sup>二分<sup>一</sup>、降<sup>ニ</sup>一等<sup>一</sup>、課及不興、並准<sup>ニ</sup>上文<sup>一</sup>、

とあるもので、先に掲げてある課口・不課口の比率の本注は、この條文中の刺史縣令、各進<sup>ニ</sup>考<sup>一</sup>一等<sup>一</sup>の下の所に附載されてゐるのである。

41  
以上の如く唐律においては課口と不課口の比は一對四と定め、唐令では一對五と定めてゐる。律と令とは、その法

典としての性格が異つてゐるが故に、その比率が異つても差支えがないであらう。唐律疏議卷六名例律の稱<sup>レ</sup>日者以<sup>ニ</sup>百刻<sup>一</sup>の條文の疏議にも「律令義殊、不<sup>レ</sup>可<sup>ニ</sup>破<sup>レ</sup>律從<sup>レ</sup>令<sup>一</sup>」とある。しかし同じ國家の同じような制度であるから、その比率も同一であつたのではないかと思われる。唐の律令の影響を強く受けてゐる我が養老の律令では、後に掲げる如く課口對不課口の比率は、律も令も同じである。この我が律令の例からすれば、唐の課口對不課口の比率は同一であつたのではないかとも思われるのであり、通典の記事に誤りがあり、通典に言う五は四の誤ではなからうか。何分にも通典のこの一文は、通典にだけ記載されてゐるのであつて、當時の他の本には記載されて居らず、従つて他本との比較が出来ないのである。

### 三

中國の均田法時代の律令を輸入して、それを手本にして造られた我が律令にも、唐の律令と同様に課口對不課口の比率の規定があつた。先ず律であるが、現存の我が養老の律には、脱戸の條文が含まれてゐる戸婚律は、全部が關伏

して無いのである。しかし幸いにも脱戸の條文は、養老の考課令の凡國郡以三戸口増益、云云の條文の集解の「或云」の所に引用されている。それは、

脱戸者、家長徒三年、脱口及増減年狀以免課役、  
一口徒一年、二口加三等、罪止徒三年、漏無課役一  
口者、六口爲一口、罪止徒一年半、即不<sub>レ</sub>滿六口、  
杖六十、

とあるもので、唐律と大略同様のものである。我が律では、ここに示されている如く、不課口六を以て課口一に相當したのである。この比率は令においても同様であり、令は律よりも更に細分されていた。それは養老の考課令の國郡司の戸口増減に對する黜陟の條文に、

凡國郡司、撫育有<sub>レ</sub>方、戸口増益者、各准<sub>二</sub>見戸<sub>一</sub>、爲<sub>二</sub>十分<sub>一</sub>論、加<sub>二</sub>一分<sub>一</sub>、國郡司、謂<sub>レ</sub>兼及少額以上各進<sub>二</sub>考<sub>一</sub>一等、每<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>三分<sub>一</sub>、進<sub>二</sub>一等<sub>一</sub>、增<sub>レ</sub>戸、謂<sub>レ</sub>增課丁<sub>二</sub>率<sub>一</sub>、同<sub>二</sub>二戶法<sub>一</sub>、每<sub>レ</sub>次<sub>二</sub>二口<sub>一</sub>、中男四口、不課口六口、各同<sub>二</sub>二丁例<sub>一</sub>、其有<sub>二</sub>破除者<sub>一</sub>、得<sub>レ</sub>相折、若<sub>レ</sub>撫養乖<sub>レ</sub>方、戸口減損圍、各准<sub>二</sub>增<sub>レ</sub>戸法<sub>一</sub>、亦減<sub>二</sub>一分<sub>一</sub>、降<sub>二</sub>一等<sub>一</sub>、每<sub>レ</sub>減<sub>二</sub>一分<sub>一</sub>、降<sub>二</sub>一等<sub>一</sub>、課及不課、並准<sub>二</sub>上文<sub>一</sub>、

とあつて、これまた唐令と大略同様な條文をなしている。

この條文の本注に規定してある課口に對する比率は、ただ不課口だけでなく、次丁や中男の丁男に對する比率も見えている。我が令制の次丁や中男の規定は、養老の戸令の三歳以下の條文に、

凡男女、三歳以下爲<sub>レ</sub>黃、十六以下爲<sub>レ</sub>小、廿以下爲<sub>レ</sub>中、其男、廿一爲<sub>レ</sub>丁、六十一爲<sub>レ</sub>老、六十六爲<sub>レ</sub>耆、

と先ずあり、次に老殘の條文に、

凡老殘、并爲<sub>二</sub>次丁<sub>一</sub>、

とあつて、我が丁中制では三歳以下が黃、四歳から十六歳までが小男、十七歳から二十歳までが中男、廿一歳から六十歳までが丁男、六十一歳から六十五歳までが老男、六十歳以上が耆と言われ、この中で老男と、殘疾者と言われる少しく身體に障害のある丁男とを合わせて次丁と稱したのである。この次丁や中男の丁男に對する比率は、二對一と四對一であつた。このように令の方では、丁男に對する比率は、律よりは複雑なものになつていたのであり、これを不課口對課口の比率の規定として、簡単に片付けることは出来ない。何故ならば、次丁や中男は我が令制では課口であつて、不課口ではない。従つて次丁や中男の丁男に對す

る比率は、不課口對課口の比率として取扱うことは出来ないものである。我が課口及び不課口に含まれる男女の範圍は、唐とは多少異っていた。

我が課口及び不課口の定めは、養老の戸令の戸主の條文に、

凡戸主、皆以ニ家長ニ爲レ之、戸内有課口ニ者爲ニ課戸、  
無ニ課口ニ者爲ニ不課戸、不課、謂ニ皇親、及八位以上、 男年十六以下、並

隣子・耆・廢疾・篤疾・妻妾女・家人・奴婢、

とあつて、これによると男子の年十六以下が不課口である故に、二十歳から十七歳までの中男は課口であり、者は不課口となっているが老男はなつて居らず、廢疾者・篤疾者は不課口となっているが殘疾者はなつて居らない。従つて中男や老男と殘疾者を合わせての次丁は、共に課口である。唐令では、既に掲げてある如く、老男も中男も共に不課口であつて、丁男と殘疾者が課口である。我が令制は唐に比して課口の範圍が廣いのである。廣いからして課口對不課口の比率は、唐の如く一種類とはせず、課口對不課口の比率の外に、丁男の課口に對する丁男以外の課口の比率をも設けたものようである。これよりするならば、既に

掲げてある我が律の脱戸の條文に、「漏<sub>下</sub>無<sub>二</sub>課役<sub>一</sub>口<sub>上</sub>者、六口爲<sub>二</sub>一口<sub>一</sub>」とある記載の仕方は頗る曖昧な表現であつて、これは嚴密に言えば當然に「六口爲<sub>二</sub>一口<sub>一</sub>」とある所は、「六口爲<sub>二</sub>三男一口<sub>一</sub>」と改むべきものである。

この令の戸口の増減において、次丁二を以て丁男一に當て、中男四を以て丁男一に當てるのは、次丁や中男の義務の負擔には、丁男の二分の一のものや四分の一のものがあつたからである。即ち租・調・歲役(庸)・雜徭の四種の稅役の中で、租と雜徭は平等に負擔するが、調は養老の賦役令の調の條文に「次丁二人、中男四人、並准<sub>三</sub>正丁一人<sub>一</sub>」とあつて次丁は正丁即ち丁男の二分の一、中男は四分の一であり、歲役即ち庸については養老の賦役令の歲役の條文に「次丁二人同<sub>二</sub>正丁<sub>一</sub>、中男及京畿内、不<sub>レ</sub>在<sub>三</sub>收<sub>レ</sub>庸<sub>一</sub>」例に「次丁二人同<sub>二</sub>正丁<sub>一</sub>、中男及京畿内、不<sub>レ</sub>在<sub>三</sub>收<sub>レ</sub>庸<sub>一</sub>」とあつて、次丁は丁男の二分の一であり、中男は京畿内の住民と共に特に免除されていた。

かくして我が律令では、律でも令でも不課口六は丁男一に相當して計算されたが、唐の律令で言う課口・不課口と、我が律令で言う課口と不課口とは、その本質においては非常な差異が存したのである。それは唐では既に唐律



疏議の説明によって示してある如く、課役を以て力役と解釋していたのであり、詳しく言えば雜徭と歳役との意味に解釋していたから、課役を負擔する課口は力役の負擔者であり、不課口はその反對に力役を負擔しないものであるが、我が國では課役を以て普通は調・庸と解釋していたから、課口は調・庸を負擔するもの、不課口はそれを負擔しないものとなるのである。これは課役の解釋が兩者で異っていたから、當然の歸結であるが、課役を以て調・庸とする我が解釋は誤りであつて、これは唐と同様に力役即ち雜徭と歳役とに解すべきものであつた。

#### 四

服部宇之吉博士は、その著『支那研究』に收めている論文「井田私考」において、井田法の授田と力役の關係を次の如く述べている。

授田の標準は夫妻を以て一單位と爲す。(中略) 丁男の妻を娶りし者は正夫として完全なる權利を得。(中略) 然らば丁年の標準如何、周禮卿大夫の職に國中自三七尺一以及三六尺一、野自三六尺一以及三六有五一、皆征し之とある。

七尺及び六尺は即ち丁年に達したる者にて、六十以上及び六十五以上は丁年を過ぎたるものなり。征は役に應ずることなり。國家故無くして民を役するものにあらず。既に役に従う以上は必ず之に對して相當の權利を與う。即ち國にありては七尺以上、野にありては六尺以上の者は田を受くるの權利を享有し、此の權利に對して征役に従う義務を負う。

この服部博士の説明によれば、井田法では國家が民衆を力役に徵發するからその代償として田土を分給するのであり、従つて力役に徵發し得る年齢に達してから田土の分給が始り、力役の徵發が終る年齢に達すると、田土の分給が停止されるという。この服部博士の説明は、井田法の後身である均田法にも適用される説明である。しからば井田法や均田法の土地の配分規準は、力役負擔の能力の有無に置かれていたと言ふことが出来るのであり、従つて力役負擔の能力があるか否かの辨別は、その當時の國政運營の重要な部分をなしていたのであり、力役負擔の能力のある課口の取扱いは最も意を拂ふ必要があつたのである。ここを以て唐では同じ人間でありながら、力役を負擔する課口の

比重を大にして、力役を負擔しない不課口の四倍或は五倍にしたのである。

我が國も唐と大略同様な制度を採用していたが、大切な課役・課口・不課口の意味を唐と全く異にしたが故に、井田法の原理をそのまま適用することは不可能である。我が制度は單に唐のを模倣して、我に合うように多少改めて實施したに過ぎないものと謂えよう。

### 註

- (1) この司民は民を司る星の名である軒轅角を言う。尙お官としての司民のことは、國語の卷一周語上にも「古者、不<sub>レ</sub>料<sub>レ</sub>民而知<sub>三</sub>其<sub>二</sub>多少、司民協<sub>三</sub>孤終、云云」として見えている。
- (2) 施舍については、私は『東北大學文學部研究年報』第十二冊に「中國古代の施舍制度」と題する論文を載せて論じてある。
- (3) 税関のことは、詳しくは拙著『均田法とその税役制度』の中に述べてある。
- (4) この比も比較の比で、三年ごとに調査して比較するから、三年ごとにつくられる戸籍は一比であり、従つて五比は十五年間のものである。
- (5) 差料簿は、那波利貞博士が『歴史と地理』第三十三號に連載された論文「正史に記載せられたる大唐天寶時代の戸數と口數との關係に就きて」に紹介されている佛國國立圖書館所藏の敦煌文書第二六五七號、第二八〇三號、第三〇一八號、第三五五

九號などが、その實物と私は思っている。尙お差料簿については拙著『均田法とその税役制度』に私は既に詳述してある。

(6) 二十以上は二十以下の誤りである。

(7) 私がこの論文作製に使用した唐律疏議は、光緒十七年に刊行された諸可寶の識語のある本や、四部叢刊三編所收の宋刊覆製本であるが、我が官版唐律疏議には、この重の下に科の一字がある。

(8) 仁井田氏はここでは課はこのように租調であると述べている。仁井田氏以外の課役即租調庸論者も、仁井田氏と同様に課は租調であり、従つて課役は租調庸であると唱えるのである。

所が唐律の名例律犯<sub>三</sub>死罪<sub>二</sub>非<sub>三</sub>三十惡<sub>一</sub>の條文や、唐律の戸婚律里正官司安脫漏の條文に出て來る「課調依<sub>レ</sub>善」や「取<sub>三</sub>其<sub>二</sub>課調<sub>一</sub>入<sub>レ</sub>己」の課調の語については、仁井田氏はその論文『唐律令上の課役制度——會我部教授の新説を讀みて——』頁三に於いて「この場合、課役に調を含まぬものと解していたとするならば、ことさら課調なる文字を使用しなかつたらう」と述べているが、これは全く筋の通らぬ説明であり、また西村元佑氏は史林第四六卷第四號所載の論文「唐代人民の負擔體系における課と税の意義」頁四四及び頁四五に於いて、この課調については「課調とは租調を意味する」とか「課役を課調の語によつて説明している」などと、曖昧極まる説明をしている。課調が租調と同一であれば、課は租の意味となるのであり、またそのように解釋しなければ課調は説明出來ないのである。何故ならば、課を以て租調とすれば、課調は租調調となり、これでは熟語と

ならぬのである。従つて課調の場合の課は租であると言わなければならなくなるのであり、またそう述べている。律令の完成した唐の律令の條文中に、このように課を以て時には租、時には租調とするような曖昧な意味を持つ法律語が使用されているであらうか。曖昧な法律語がある律令の條文中に、唐の法律家や政治家が氣づかなかつたと見做しているのであらうか。

課調とは、租調でもなく、また租調調でもない。これについては、既に唐律と全く同じ系統の律の書である宋刑統の卷十二戸婚律脱戸の條文の疏議の中に、「釋曰、課調トハ、ユルナリ、見ニ役令」という解釋がなされている。これは多分唐末五代頃の學者の解釋であらうが、課調を以て租調などとは申して居らないのである。既に本文中に引用掲載してある唐律には、不課口をば「無課役口」として表現していることから判る如く、課調とは課役の調、即ち課役の調發とのことである。この意味は何んであるかは、上掲の宋刑統の疏議の釋曰が明にしている。

(9) 我が國では課役を以て時には調・庸・雜徭と解することもあり、更には租・調・庸・雜徭と解することもあって、この語の解釋は一定してはいなかつた。これは我が律令の不完全さを示す一つの證據を示しているのである。

昭和三十八年十月十日稿了。

追記 本論文中に取扱つてある如く、唐の品官者・疾病者・老人・子供・婦人・奴隸などは、力役の外に租税までも免除されるものであるといふことは、仁井田陞氏の盛んに唱えるところであるが、しかしいかなる場合にも、その學說の生れて來る根據を明かにして居られないのである。しかるに、今回幸いにも私は仁井田氏から直接にその論據を聴く機會を得たのである。それは本年四月六日に、早稲田大學で開かれた日本法制史學會の總會の席上で、私は滋賀秀三氏の司會のもとに日唐の殘疾者に對する力役制度についての研究發表を行ったところ、これについて仁井田氏から質問があり、議論は唐の品官者などの特殊階級が負擔する公課にまで及んだのである。その際に仁井田氏は、品官者などの特殊階級が租税と力役、即ち租庸調を免ぜられることになつていたのは、律令全體の意味の上から考えて、當然にそのように見做さる可きであると明言された。

昭和三十九年四月三十日追記。